

事業評価シート

担当課・室長：廃棄物対策課

事業名	地方公共団体に対する財政措置等																																																										
上位施策名	廃棄物・リサイクル対策																																																										
1 事業の概要	<p>廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類の削減、循環型社会の構築等基盤となる条件整備を図るため、地方公共団体を実施する一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、廃棄物処理センター、PCB処理施設、汚水処理施設（合併浄化槽等）等の整備に対し財政支援を行い、安全で適正な廃棄物処理施設の整備を促進するとともに、不法投棄の未然防止及び原状回復を図る事業を行う地方公共団体に対する財政支援をすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。</p> <p>また、ダイオキシンに汚染されたごみ焼却施設の解体事業及び離島における放置自動車の撤去事業を行う市町村に対する財政支援をすることにより、生活環境の保全を図る。</p>																																																										
2 進捗状況	<p>廃棄物処理施設整備事業を通じて、廃棄物のリサイクル率、汚水処理施設整備率は増加し、全国のダイオキシン類の排出総量は減少してきている。</p> <p>また、不法投棄の未然防止及び原状回復を図る事業を行う地方公共団体に対する財政支援をすることにより、廃棄物の適正処理が行われる。</p> <p>廃棄物処理センターについては、現在までに12件を指定し、このうち、3件について産業廃棄物処理施設のモデル的整備事業として国庫補助を行った。</p> <p>「ダイオキシン対策関係閣僚会議」（平成11年9月） ダイオキシン対策基本指針に基づき平成22年度を目標年度とする減量化の目標量を設定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 8</th> <th>H 9</th> <th>H10</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物の排出量</td> <td>53百万t</td> <td>53百万t</td> <td>54百万t</td> <td>50百万t</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物の再生利用量</td> <td>5.5百万t</td> <td>6百万t</td> <td>6.5百万t</td> <td>12百万t</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の排出量</td> <td>426百万t</td> <td>415百万t</td> <td>408百万t</td> <td>480百万t</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の再生利用量</td> <td>181百万t</td> <td>169百万t</td> <td>172百万t</td> <td>232百万t</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：環境省調査日本の廃棄物処理より</p> <p>「ダイオキシン対策推進基本指針」（平成11年3月） 平成14年までに全国のダイオキシン類の排出総量を平成9年に比べ約9割削減</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H9</th> <th>H10</th> <th>H11</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイオキシン類の排出総量</td> <td>100% 6,841～7,092g-TEQ</td> <td>55% 2,990～3,241g-TEQ</td> <td>65% 2,320～2,522g-TEQ</td> <td>91% 576～622g-TEQ</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">汚水処理施設整備率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">汚水処理施設整備率</th> </tr> <tr> <th></th> <th>合併処理浄化槽</th> <th>(下水道)</th> <th>(農業集落排水事業)</th> <th>(コミュニティ・プラント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 8</td> <td>62%</td> <td>5.7%</td> <td>54.7%</td> <td>1.1%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>H 9</td> <td>64%</td> <td>6.0%</td> <td>56.4%</td> <td>1.3%</td> <td>0.4%</td> </tr> </tbody> </table>		H 8	H 9	H10	目標	一般廃棄物の排出量	53百万t	53百万t	54百万t	50百万t	一般廃棄物の再生利用量	5.5百万t	6百万t	6.5百万t	12百万t	産業廃棄物の排出量	426百万t	415百万t	408百万t	480百万t	産業廃棄物の再生利用量	181百万t	169百万t	172百万t	232百万t		H9	H10	H11	目標	ダイオキシン類の排出総量	100% 6,841～7,092g-TEQ	55% 2,990～3,241g-TEQ	65% 2,320～2,522g-TEQ	91% 576～622g-TEQ		汚水処理施設整備率						合併処理浄化槽	(下水道)	(農業集落排水事業)	(コミュニティ・プラント)	H 8	62%	5.7%	54.7%	1.1%	0.4%	H 9	64%	6.0%	56.4%	1.3%	0.4%
	H 8	H 9	H10	目標																																																							
一般廃棄物の排出量	53百万t	53百万t	54百万t	50百万t																																																							
一般廃棄物の再生利用量	5.5百万t	6百万t	6.5百万t	12百万t																																																							
産業廃棄物の排出量	426百万t	415百万t	408百万t	480百万t																																																							
産業廃棄物の再生利用量	181百万t	169百万t	172百万t	232百万t																																																							
	H9	H10	H11	目標																																																							
ダイオキシン類の排出総量	100% 6,841～7,092g-TEQ	55% 2,990～3,241g-TEQ	65% 2,320～2,522g-TEQ	91% 576～622g-TEQ																																																							
	汚水処理施設整備率																																																										
		合併処理浄化槽	(下水道)	(農業集落排水事業)	(コミュニティ・プラント)																																																						
H 8	62%	5.7%	54.7%	1.1%	0.4%																																																						
H 9	64%	6.0%	56.4%	1.3%	0.4%																																																						

H10	66%	6.3%	58.1%	1.6%	0.3%
H11	69%	6.9%	59.9%	1.8%	0.3%
H12	71%	7.2%	61.8%	2.1%	0.3%

出典：環境省調査「平成12年度末の汚水処理施設整備状況」より

平成14年度までに全国のダイオキシン類の排出総量を平成9年に比べ約9割削減するとともに、ダイオキシン対策基本指針に基づき平成22年度を目標年度とする減量化目標を達成する予定。

3 評価

廃棄物処理施設の整備促進を図ることにより、ごみの排出抑制及び減量化、リサイクルの推進、ごみ発電実施の向上、生活雑排水処理の充実、ダイオキシン類の総排出量の削減等の成果が着実に進んできている。また、生活環境の保全及び向上を図り、廃棄物処理に係る信頼感の回復を図る観点から、不法投棄の未然防止及び原状回復を行い今後とも安全かつ適正な廃棄物の処理を促進する必要がある。

また、産業廃棄物の適正処理に必要な施設の整備が行われない場合は、生活環境の保全に支障が生じるほか、経済活動の維持にも影響する懸念が高く、公共関与による施設整備を促進しているところであり、今後も、地方公共団体への財政的支援の拡充等、一層の対策を講じる必要がある。

4 予算事項名

- ・ 廃棄物処理施設整備費
- ・ 廃棄物処理施設整備費（合併処理浄化槽分）
- ・ ごみ焼却施設解体事業費補助金

5 対応副施策等